

6月3日 から 平成25年度 住宅用太陽光発電設備の設置に対する補助制度

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

市では、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO2)の排出量を削減するため、さまざまな取り組みを進めています。その一環として、国(J-PEC)の補助金を受け太陽光発電設備を設置する場合に、次のとおり補助を行います。

■対象 自ら居住する市内の住宅に、国の補助を受けて住宅用太陽光システムを設置する市民で、平成22年度以降に国へ補助金の申請をし、国の補助金交付決定通知書を受領済みのかた(芦屋市の補助金を受けたかたは除きます)

■補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり2万円(上限6万円)
 ■補助件数 おおむね80件(先着順)
 ■申請期間 6月3日～平成26年3月31日 ただし、予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

■申請方法 所定の申請用紙に、～を添えて上記へ持参下さい。郵送での受け付けは行っていません。
 国の「補助金交付決定通知書」の原本(確認後返却します)《平成24年度以降に国による補助を受けたかた》 国に提出した「補助金交付申請書(兼完了報告書)」の写し
 《平成22年度または23年度に国による補助を受けたかた》 国に提出した「補助金交付申請書(兼完了報告書)」および「領収書内訳書兼重要事項確認書」の写し
 住民票(所定の申請用紙の住民基本台帳閲覧許可欄に署名・押印いただいた場合は不要)

については、国の補助制度の見直しにより、変更される場合があります。



スポーツ推進課からのお知らせ

問い合わせ スポーツ推進課 ☎22-7910

【市民ランナーのためのマラソン・クリニック参加者募集】

■日時 5月19日(日)午後2時～4時30分 ■会場 体育館・青少年センター ■内容 安全に42.195kmを走るための「準備」と「マネジメント」 ■定員 30人(多数応募の場合は抽選で決定) ■講師 健康運動指導士・市民ランナー 亀澤徹郎氏 ■申し込み 5月7日(火)までに上記へ

【芦屋市スポーツ賞表彰式】

■日時 6月9日(日)午前10時30分～(受け付け10時～) ■会場 体育館・青少年センター2階大会議室 ■対象 平成24年度中に公認の県大会以上で3位以内(県大会は1位のみ)の成績を収めたかた ■申し込み 5月20日(月)までに申請書類を上記へ

【芦屋市スポーツ活動助成金の交付】

■内容 国体・インターハイや公益財団法人日本体育協会(傘下団体含む)の公認大会に代表して出場する市民へ助成金を交付 ■資格 地域予選等を経て県大会以上に出場する市民の代表 ■申し込み 申請書類を上記へ

朝日ヶ丘公園駐車場開設のお知らせ

朝日ヶ丘公園駐車場が1年をとおして、24時間駐車場として運用を開始します。駐車場運営はタイムス24が行います。
 ■運用開始 5月1日(水)から
 《ご注意》 駐車施設前道路は、午前7時30分～9時までは通行規制のため入庫はご遠慮ください。

夜間(17:00～9:00)水道修理工事当番表【5月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

平日の昼間は上下水道部へお尋ねください。

土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。

夜間の修理は、右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

店名	TEL	当番日
(資)神明商会	22-3565	1、7、13、19、25、31
原田商会	22-0706	2、15、21、27
越智商会	22-3708	3、9、22、28
株大阪商会	22-4446	4、10、16、29
西岡設備工業所	22-6900	5、11、17、23
前忠工業株式会社	31-8548	6、12、18、24、30
中央水道工務所	22-3552	8、14、20、26

芦屋市奨学金申請の受け付け

問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

■資格 経済的理由により修学が困難で次の要件を満たしているかた
 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校(1～3学年)、特別支援学校の高等部、またはこれに準ずる学校の高等部に在学していること
 申請者の生計を維持する人が、市内に居住(住民登録)していること
 申請者の生計を維持する人の年間所得額が基準額以下であること

■申請 <書類配布>5月20日(月)から上記で配布
 <受け付け>6月28日(金)までに、市内の公立高校に在学しているかたは各高校へ、その他のかたは上記へ



債権管理課からのお知らせ

問い合わせ 債権管理課 ☎38-2130

昨年度に引き続き、市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料および保育所保育料のうち、高額・長期滞納案件などを債権管理課に移管します。対象のかたにつきましては各所管課から債権管理課への移管予告通知書を5月中旬以降に発送する予定です。発送後、納付または、ご連絡がない場合には、債権管理課に収納業務が移管されます。

納付できる収入や財産があるにもかかわらず納付していただけないかたについては、給与・年金・不動産といった財産の差押え処分を前提として取り組むこととなります。

納付が困難な事情のあるかたは、各担当窓口へご相談ください。

【納付相談窓口】

■市税 債権管理課収税係 ☎38-2014
 ■国民健康保険料 国民健康保険料係 ☎38-2046
 保険課徴収係 ☎38-2226
 ■後期高齢者医療保険料 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037
 ■介護保険料 介護保険課保険料係 ☎38-2046
 ■保育所保育料 保育課管理係 ☎38-2128

5月は「宅地防災月間」です

県では、梅雨期をひかえ5月を宅地防災月間として、宅地の災害防止を図り、危険宅地の改善を促進するため、本市において次の事業を実施します。

【宅地防災相談】

宅地の安全性等に疑問をお持ちのかたは、ご相談ください。
 ■日時 5月8日(水)午後2時30分～4時
 ■会場 市役所北館2階 第4会議室



【宅地防災パトロール】

■日時 5月15日(水)午後1時30分～4時30分
 ■内容 市関係機関と合同で実施し、危険箇所の把握に努めるとともに、その状況に応じて注意・指導を行います。

問い合わせ 阪神南泉民局西宮土木事務所(まちづくり建築課) ☎0798-39-1546

市役所北広場花壇の花を植え替えませんか

植え替えのお手伝いをしていただけるかたを次のとおり募集します。奮ってご参加ください。

■日時 5月25日(土)午前10時～11時
 雨天の場合は、5月26日(日)以降に順延
 ■会場 市役所北館前広場花壇 ■申し込み 電話で5月24日(金)までに下記へ(当日参加可) 花苗・スコップなどは市で用意します。作業しやすい服装でご参加ください。

問い合わせ 用地管財課 ☎38-2029

こどもの医療費助成制度を拡充します 平成25年 7月1日から

問い合わせ 地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076/☎38-2160

①外来医療費の助成対象を中学校3年生までに拡大します
 現在、小学校6年生までの外来医療費の助成対象を、中学校3年生までに拡大します。助成額は、医療保険の自己負担(3割)の3分の1です(自己負担が3割から2割になります)。所得制限は、保護者等のいずれもが市(区)町村民税所得割額が23万5千円未満です。

②一定所得以下の3歳から中学校3年生までの外来医療費の自己負担金を全額助成します
 一定所得以下(「低所得」区分)に該当する場合、3歳から中学校3年生までの外来医療費の自己負担金を全額助成します。所得基準は、「保護者等いずれもが市(区)町村民税非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下(注1)」です。

注1「年金収入のみの場合、当該収入金額が80万円以下」もしくは「年金収入が80万円以下で、年金以外に所得がある場合、年金収入金額と年金以外の所得を足して80万円以下」

助成対象になると思われるかたは、対象となるこどもの健康保険証・印鑑(認め印可)・平成25年1月2日以降に転入されたかたは平成25年度(平成24年分)所得(課税)証明書(収入額、所得額、市(区)町村民税所得割額および扶養人数・内訳がわかるもの)を持参の上、申請してください。所得判定の結果、受給対象者には6月下旬に受給者証を送付します。
 *平成25年度所得(課税)証明書の交付時期は、各市(区)町村によって異なりますので、お問い合わせの上、証明書の交付を受けてください。

【改正内容(外来医療費)】 (□=改正部分)

■乳幼児等医療

年齢区分	現行		改正後	
	0歳～3歳誕生月の末日	1医療機関・1薬局あたりの自己負担金		1医療機関・1薬局あたりの自己負担金
3歳の誕生日翌月～小学校3年生	一般	1日800円を限度に月2回まで	一般	1日800円を限度に月2回まで
	低所得	1日600円を限度に月2回まで	低所得	負担なし(全額助成)

■こども医療

年齢区分	現行		改正後	
	小学校4～6年生	2割負担		2割負担
中学校1～3年生	助成対象外(3割負担)		一般	2割負担
			低所得	負担なし(全額助成)

*助成対象所得制限(一般)保護者等のいずれもが市(区)町村民税所得割額23万5千円未満
 *入院医療費(平成23年7月から)中学校3年生まで全額助成



6月29日(土)にルナ・ホールで平成25年度「高齢者のつどい」(演芸フェスティバル)を開催します。この機会に、日頃の活動の成果を発表していただける高齢者の団体を次のとおり募集します。
 ■対象 日頃より芦屋市で活動している約10人以上の高齢者の団体(コーラス・踊り等の演芸・演奏等、内容は問いません)。で、他の団体にない特色をアピールできる団体。 ■募集数 2団体 ■発表時間 10分程度 ■応募方法 市役所高齢福祉課窓口の応募用紙に記入の上、5月10日(金)までに下記へ。
 応募多数の場合は、高齢福祉課にて選考の上決定します。

問い合わせ 高齢福祉課 ☎38-2044

あしやのまちづくりなどについて、市長とともに語り合おう

山中市長が、市民の皆さんに本年度の主な取り組み等について説明し、より良いまちにするため、市民の皆さんと意見交換を行います。五月の開催日時・会場は下表のとおりです。申し込みは不要です。直接会場へ開始30分前に開場します。各会場は三十人入場可。各会場には駐車・駐輪スペースはありませんので、バスまたは徒歩でお越しください。身体に障がいがあり、

市民と市長の集会所トーク

問い合わせ 企画課 ☎38-2127

自動車駐車場を利用されるかたについては、事前にお申し出ください。

開催日	会場	開催時間
5月7日(火)	三条集会所	午後7時30分～9時
5月9日(木)	大原集会所	
5月10日(金)	前田集会所	
5月13日(月)	春日集会所	
5月15日(水)	打出集会所	
5月16日(木)	茶屋集会所	
5月17日(金)	潮見集会所	

地域密着型サービス事業者を募集

問い合わせ 介護保険課 ☎38-2024/☎38-2160

市では、「第5期介護保険事業計画(平成24～26年度)」に基づき、平成25年度の地域密着型サービスの開設を希望する事業者を募集します。【公募対象】下表のとおり

サービス種別	山手生活圏域(定員)	精道生活圏域(定員)	潮見生活圏域(定員)
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護			1カ所
②認知症対応型通所介護	1カ所(12人以下)		
③小規模多機能型居宅介護(複合型サービスを含む)	1カ所(25人以下)		

については、地域交流スペースを設置すること

■応募書類の配布・受け付け 5月1日(水)から(随時)平日・執務時間内に上記へ。ご相談・ご質問についても、上記へ。

オープンガーデン2013

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

芦屋の春を彩る「オープンガーデン2013」をスタンプラリーと同時開催します。今年は、81カ所からの応募があり、たくさん可愛い草花が皆さんをお待ちしています。

■期間 5月12日～19日・午前10時～午後4時(19日のみ午前中) 一部の庭園については開催日を限定していますので、マナーを守って観賞しましょう。
 ■閉会式 5月19日(日)午後0時45分から15分程度総合公園で行います。記念品交換は、閉会式終了後、総合公園で行います。パンフレットは、市役所受付・公園緑地課・ラポルテ市民サービスコーナー・総合公園・各集会所等で配布しています。

こちら消費生活センターです

問い合わせ 消費生活センター ☎38-2034

健康食品が送られてきた! 注文していないのに健康食品が送られてきた! ■相談事例1 事業者から突然電話がかかり以前に健康食品のクルコサミンを申し込んだというので、明日送るといって母は健康食品を利用したことはない。しかし、事業者は受け取ってらわないと困ると言うが解約したい。事業者は母の名前以外にも生年月日を知っていた。
 ■相談回答 もし、荷物が届いても受け取り拒否をするように助言したが、事業者が個人情報を知っていることに不安を覚えたので、センターから事業者へ電話し、相談者が注文した覚えがないことを伝え、事業者はキャンセルをすることを回答し、今後には相談者宅に電話をしない、相談者のデータを削除することを約束した。万商品が届いても受け取り拒否するよう相談者に助言した。

健康食品の電話勧誘販売で、断ったにもかかわらず商品が送られてきた。買ったと言っていないのに商品が届いてしまったなどという相談が多く寄せられています。消費者が承諾していないにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合、代金支払の義務はなく受け取る必要もありません。動搖されても必要なく受け取りを断り、もし業者と連絡先を確認しておくことも大切です。商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。
 困った時は消費生活センターにご相談ください。
 ■相談回答 センターより事業者に電話し内容を聞くため、いろいろな答えはなかったがキャンセルし商品を送らないように伝えたと解約となった相談者には今後商品が届いても受け取り拒否するよう助言した。
 【健言】 健康食品の電話勧誘販売で、断ったにもかかわらず商品が送られてきた。買ったと言っていないのに商品が届いてしまったなどという相談が多く寄せられています。消費者が承諾していないにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合、代金支払の義務はなく受け取る必要もありません。動搖されても必要なく受け取りを断り、もし業者と連絡先を確認しておくことも大切です。商品が届いてしまっても、安易に受け取らないようにしましょう。
 困った時は消費生活センターにご相談ください。